

当PDF文書は上に示されている企業に関する詳細レポートのアップデート版として作成されたものです。
詳細レポート全体につきましては[弊社ウェブサイト](#)をご覧ください。

2020年3月12日、ネットワークシステムズは、2020年3月期第3四半期決算を発表した。

(実績推移の表に関しては、過去に亘って訴求が必要なため、本日は省略)

2020年3月期第3四半期累計実績

- ▷ 受注高148,978百万円（前年同期比13.8%増）、売上高122,845百万円（同5.8%増）、受注残高101,395百万円（同21.1%）。
営業利益9,706百万円（同35.9%増）、経常利益9,937百万円（同35.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益5,379百万円（同470.6%増）
- ▷ 受注高前年同期比13.8%増：エンタープライズ同12.9%増、通信事業者同8.6%増、パブリック6.0%減、パートナー同59.6%増。エンタープライズのセキュリティ対応およびクラウド基盤ビジネス、中期事業計画で注力市場としているスマートファクトリーのビジネス、および通信事業者のサービス基盤ビジネスが堅調に推移。パブリックの受注高は、注力市場のヘルスケアや教育を含め、セキュリティ対策やクラウド基盤ビジネスが堅調。一方、機器中心の5G案件が発生したことで、受注高・受注残高のサービス比率は低下。
- ▷ 前年同期比5.8%増収：エンタープライズ3.9%増収、通信事業者同1.3%減収、パブリック8.5%増収、パートナー同10.1%増収。パブリックの売上高は、セキュリティ対策やクラウド基盤ビジネスが堅調に推移。「統合サービス事業」の提案が順調に進捗。サービス同6.7%増、機器同5.2%増。サービス構成比は前年同期の42.5%から42.9%へ上昇。
- ▷ 同35.9%営業増益：増収効果に加え、サービス比率の拡大により増収率を上回る営業増益となった。エンタープライズ、パブリック、パートナーのセグメントにおいて前年同期比で利益率が向上。売上総利益率は前年同期比1.2%ポイント改善の26.9%、販管費率は同0.5%ポイント低下の19.0%となり、営業利益率は同1.7%ポイント改善し7.9%となった
- ▷ 2020年3月期通期修正会社予想（2020年2月14日発表）*に対する進捗率（2019年3月期実績に対する前年同期実績の進捗率）は、売上高65.3%（63.8%）、営業利益64.7%（54.9%）、経常利益66.2%（55.4%）、親会社株主に帰属する四半期純利益57.2%（10.6%）
- ▷ 中期事業計画の進捗については、注力市場（ヘルスケア・教育・スマートファクトリー市場）、新モデル（MSP：マネージドサービスプロバイダーの支援、リファービッシュメントの展開）、既存市場（オンプレミス・マルチクラウド）、及び総合サービス事業、それぞれにおいて好調かつ計画通りに進捗しているとしている。

*2020年3月期通期連結業績予想の修正（2020年2月14日発表）

売上高：188,000百万円（前回予想は187,500百万円）

営業利益：15,000百万円（同15,000百万円）

経常利益：15,000百万円（同15,000百万円）

親会社株主に帰属する当期純利益：9,400百万円（同10,200百万円）

修正の理由

・同社は、2020年1月21日に開示のとおり、国税局による税務調査の過程で同社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義があるとの指摘を受けたため、特別調査委員会を設置し調査を進めていたが、その調査結果の受領までに時間を要する見込みであったことから、2020年3月期第3四半期決算発表を2020年2月13日までに予定していたが、再延期することとした（再延期の理由は、2020年2月13日発表の、特別調査委員会の中間報告書受領及び公表に関する発表を参照）。

・かかる状況において、第3四半期の終了後45日を経過することなども考慮したうえで、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに現時点の同社の業績予想を開示することが重要であると判断し業績予想を修正した。

・受注高・売上高・営業利益・経常利益は期初予想を達成する見込みであるが、当該不正行為に関する特別損失を踏まえ、親会社株主に帰属する当期利益は減少の見込み。

受注高・売上高・受注残高の事業別動向

2020年3月期第3四半期の事業別業績動向

(百万円)	受注高	YOY	受注残	YOY	売上高	YOY	営業利益	YOY	営業利益率
エンタープライズ (ENT) 事業	42,080	12.9%	26,552	10.4%	37,150	3.9%	3,739	109.9%	10.1%
通信事業者 (SP) 事業	22,050	8.6%	12,583	17.6%	23,712	-1.3%	2,031	-19.1%	8.6%
パブリック (PUB) 事業	47,008	-6.0%	42,561	0.3%	35,829	8.5%	2,104	43.4%	5.9%
パートナー (NOP) 事業	36,864	59.6%	19,497	201.3%	25,300	10.1%	2,483	44.0%	9.8%
合計	148,978	13.8%	101,395	21.1%	122,845	5.8%	9,706	35.9%	7.9%

出所：会社資料をもとにSR社作成

*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

事業別概要

事業別の概要は以下の通りである。

エンタープライズ (ENT) 事業

エンタープライズ (ENT) 事業の売上高は37,144百万円 (前年同期比3.9%増)、営業利益は3,739百万円 (同109.9%増) となった。同事業は、セキュリティ対策およびクラウド基盤関連、働き方改革関連、および中期事業計画で注力市場としているスマートファクトリーのビジネスが堅調に推移した。営業利益率は前年同期の5.0%から5.1%ポイント改善の10.1%となった。

通信事業者 (SP) 事業

通信事業者 (SP) 事業の売上高は23,709百万円 (同1.3%減)、営業利益は2,031百万円 (同19.1%減) となった。サービス基盤ビジネスが堅調に推移し、受注高・売上高・受注残高ともに増加した。営業利益率は、機器売上高上昇により、前年同期の10.4%から1.8%ポイント低下の8.6%となった。

パブリック (PUB) 事業

パブリック (PUB) 事業の売上高は35,824万円 (同8.5%増)、営業利益は2,104百万円 (同43.4%増) となった。注力市場のヘルスケアや教育を含め、セキュリティ対策やクラウド基盤ビジネスが堅調に推移し増収となった。営業利益率は前年同期の5.3%から0.2%ポイント改善の5.5%となった。受注高は、不正行為による影響額を考慮しても、計画値に沿って進捗している。

パートナー (NOP) 事業

パートナー (NOP) 事業の売上高は25,298百万円 (同10.1%増)、営業利益は2,483百万円 (同44.0%増) となった。主要パートナー向けのビジネスが堅調に推移するとともに当第3四半期に5G案件が発生し、受注高・売上高・受注残高前年同期比で増加した。営業利益率は前年同期の7.5%から2.3%ポイント改善の9.8%となった。

特別調査委員会の中間報告書の受領および公表

経緯

▷ 同社は、2019年12月13日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」で記載の通り、国税局による税務調査の過程で同社の一部取引について納品の事実が確認できない疑義がある (以下「本件」) との指摘を受けた。そのため、同社

とは利害関係を有しない外部の弁護士および公認会計士で構成される特別調査委員会を設置し、調査を鋭意実施している。

- ▷ その過程において、本件の詳細、同社連結財務諸表の損益に与える影響額の見込み、および組織的な関与の有無などを含め、特別調査委員会により調査の中間報告書を受領し、2020年2月13日に公表した。
- ▷ 2020年2月13日時点において、本不正行為が発生した原因の分析や再発防止策の提言を含めた最終的な報告書の提出までは至っていない。理由は、以下の通り。
- ▷ 本不正行為に関与した担当者および取引先が相当数に上り、かつ、長期間にわたって行われていたことから、調査の実施に相当の工数を要したこと
- ▷ 特別調査委員会による必要なヒアリングの調整及び実施に想定以上に時間を要し、その結果を踏まえた追加の調査や原因分析等に更なる時間・工数を要したこと
- ▷ 特別調査委員会による調査の過程で、本不正行為に類似する不正（原価付替取引）が存在することが発覚し、当該不正の疑いに係る会社との2008年以降の直接取引を対象として追加調査（新たに不正を把握した場合の関係者らに対するヒアリング及びデジタル・フォレンジック調査を含む）を実施することが必要となったこと、など
- ▷ 特別調査委員会からの最終的な報告書及び再発防止策の提言については、2020年3月12日を目途に提出される予定。
- ▷

中間報告書の概要

本不正行為の内容

- ▷ 納品の事実が確認できない取引は、中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売を内容とする商流取引*を順次繰り返す形で行われていた（以下「本不正行為」）。
- ▷ 同社においては、本不正行為の期間中、営業第1チームのマネージャーであったA氏が、本不正行為による取引の当事会社（後述）の担当者らと連絡を取り合い、A氏の部下らに対して必要書類の一部の作成を命じ、A氏の上長に対して架空の商流取引である事実を秘して決裁を受け、本不正行為に係る取引を実行していた。すなわち、本不正行為は、同社において組織的に実行されたものではなく、全容を把握して架空の商流取引であることを認識していたのはA氏のみであり、A氏が単独で行っていたものであった。
- ▷ A氏の供述によれば、A氏が本不正行為を行ったのは、第1営業部が大規模な赤字を発生させたことなどから縮小傾向にあった中で、A氏のチームが担当する某中央省庁大型案件の失注を挽回し、第1営業部のプレゼンスを上げるためであったとのこと。その後も、予算の達成が第1営業部のプレゼンス向上の生命線であったため、本不正行為を止められなかったとしている。また、A氏の供述によれば、本不正行為によって具体的な利益を得た者は自身を含めて存在しないとのことである。
- ▷ ただし、現時点において、これらA氏の供述を裏付けるものはなく、本不正行為により支払われた金銭の一部が流出していることなども勘案すると、その供述内容の信用性には疑問がある。

*商流取引：落札した業者が、コンサルティングを担当した業者に対して、物品の調達につき当該業者を介して行う取引。

▷中央省庁向けの入札案件は、基本的にシステム全般の大規模な構築等を伴うものであることから、同社の他部署が担当する顧客に対する営業活動とは異なり、同社として、自社が得意とする製品を売り込むのではなく、入札案件におけるコンサルティング業務（入札の対象とするシステムの仕様の設計や、調達仕様書の作成の支援など）から関与することも多い。

▷中央省庁においてシステム構築を行う際のコンサルティング業務を落札した業者は、いわゆる設計施工分離のルールから、その後の構築請負契約の入札に参加することはできないところ、コンサルティングを担当した業者は、当該入札案件に関する様々な情報を持っていることから、落札した業者が、コンサルティングを担当した業者に対して、物品の調達につき当該業者を介して行う取引（「商流取引」）への参加を打診してくる傾向にあった。

▷

本不正行為の当事者

- ▷ 本不正行為は、中央省庁をエンドユーザーとする架空の物品販売を内容とする取引である。
- ▷ 同社のほか、情報システムに関する機器等の販売等を行う甲社、乙社、丙社、丁社及び戊社の5社により繰り返されていた。
- ▷ 戊社および戊社の発注先である業者に対し、本不正行為によって支払われた金銭の一部が流出していると認められる。
- ▷ 当事者会社の各担当者がA氏と連絡を取り合い、不正行為に必要な書類をやり取りしていたことは認められるが、本不正行為について全容を把握して架空の商流取引であることを認識していた事実や、A氏と共謀していた事実については、これまでの本調査においては判然とせず、現時点で認定するには至っていない。
- ▷

本件の同社連結財務諸表への影響

- ▷ 当委員会の調査によって判明した、本不正行為が同社連結財務諸表の損益および純資産に与える影響総額は、2016年3月期から2020年3月期上半期までの累計で売上高27,615百万円、各利益3,642百万円。具体的には、以下の通り。

中間報告に記載の本件による貴社連結財務諸表への影響
(百万円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 第2四半期	累計
売上高	-	-4,278	-4,215	-7,383	-6,561	-5,179	-27,615
売上総利益	-	-404	-359	-882	-868	-1,128	-3,642
営業利益	-	-404	-359	-882	-868	-1,128	-3,642
経常利益	-	-404	-359	-882	-868	-1,128	-3,642
税金等調整前当期純利益	-	-404	-359	-882	-868	-1,128	-3,642
純資産	-	-404	-763	-1,645	-2,514	-3,642	-

本不正行為は2015年2月より開始しているが、2015年3月期は仕入取引のみが行われ支払額は未成工事支出金として処理されているため、2015年3月期時点での損益および純資産影響は生じていない。

中間報告に記載の本件に関する受注金額と発注金額の推移
(億円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 第2四半期	累計
件数	1件	7件	12件	6件	7件	5件	38件
受注金額	6	37	55	63	68	47	276
発注金額	5	34	48	55	57	41	240

本不正行為による取引の内、2020年3月期中の受注済み未売上の2件約3億円を除く。

- ▷ 尚、他の当事者会社の開示金額に比べて当該累計金額27,615百万円が小さいのは、発注した商品・サービスが顧客指定先に直送され、同社が付加価値を提供しない取引について、利益に相当する手数料だけを売上高として計上する「純額取引」が含まれるため（総額ベースではほぼ同じ）。
- ▷ 中期事業計画に関しては、公表値から変更はない。
- ▷ 同社では、中央省庁案件の商流取引を停止する判断をしたとのこと。売上高には影響があるが、商流取引の収益性は低いため、他の案件の好調でカバー可能であると同社は考えている。
- ▷ 再発防止として、人員のローテーションを速めることなどを検討しているとのこと。顧客からのエビデンスの入手など、案件に関する確認の厳格化も含め、対応策を考える必要があるとしている。
- ▷

2020年3月期会社予想の修正（2020年2月14日発表）

- ▷ 売上高：188,000万円（前回予想は187,500百万円）
- ▷ 営業利益：15,000百万円（同15,000百万円）
- ▷ 経常利益：15,000百万円（同15,000百万円）
- ▷ 親会社株主に帰属する当期純利益：9,400百万円（同10,200百万円）
- ▷ 受注高・売上高・営業利益・経常利益は期初会社予想を達成する見込みであるが、当該不正行為に関する特別損失を踏まえ、親会社株主に帰属する当期利益は減少の見込み。即ち、前述の本不正行為による減額インパクトを、本業の好調で相殺。親会社株主に帰属する当期純利益については特損計上（本不正行為に関連した債権に対する損失計上）の全てをカバーできず、800百万円の下方修正。

このリサーチメモは、掲載企業の[最新版レポート](#)にも掲載されています。

株式会社シェアードリサーチは今までにない画期的な形で日本企業の基本データや分析レポートのプラットフォーム提供を目指しています。さらに、徹底した分析のもとに顧客企業のレポートを掲載し随時更新しています。

ディスクレーム

本レポートは、情報提供のみを目的としております。投資に関する意見や判断を提供するものでも、投資の勧誘や推奨を意図したものではありません。SR Inc.は、本レポートに記載されたデータの信憑性や解釈については、明示された場合と黙示の場合の両方につき、一切の保証を行わないものとします。SR Inc.は本レポートの使用により発生した損害について一切の責任を負いません。

本レポートの著作権、ならびに本レポートとその他Shared Researchレポートの派生品の作成および利用についての権利は、SR Inc.に帰属します。本レポートは、個人目的の使用においては複製および修正が許されていますが、配布・転送その他の利用は本レポートの著作権侵害に該当し、固く禁じられています。SR Inc.の役員および従業員は、SR Inc.の調査レポートで対象としている企業の発行する有価証券に関して何らかの取引を行っており、または将来行う可能性があります。そのため、SR Inc.の役員および従業員は、該当企業に対し、本レポートの客観性に影響を与える利害を有する可能性があることにご留意ください。

金融商品取引法に基づく表示

本レポートの対象となる企業への投資または同企業が発行する有価証券への投資についての判断につながる意見が本レポートに含まれている場合、その意見は、同企業からSR Inc.への対価の支払と引き換えに盛り込まれたものであるか、同企業とSR Inc.の間に存在する当該対価の受け取りについての約束に基づいたものです。

連絡先

株式会社シェアードリサーチ / Shared Research Inc.
東京都文京区千駄木3-31-12
HP: <https://sharedresearch.jp>
TEL : (03)5834-8787
Email: info@sharedresearch.jp